

〈参考3〉 畜産に係る主な環境規制

「水質汚濁防止法」での規制

◇施設の届け出義務

事業場から公共用水域に汚水(雨水を含む)等を排出する施設(「特定施設という。))を設置しようとするものは、都道府県知事に届け出しなければなりません。

畜産農業において特定施設とは、

豚房施設(豚房の総面積50㎡以上)

牛房施設(牛房の総面積200㎡以上)

馬房施設(馬房の総面積500㎡以上)

とされており、これ以上の畜舎を設置している場合届け出が義務付けられています。

◇排水の規制

硝酸化合物(アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物)が「人の健康に係る被害を生じる恐れがある物質」として規制の対象とされています。排水基準は硝酸性窒素換算で100ppmですが、畜産においては暫定値として1,500ppmとなっており、平成16年7月にこの値を見直すこととなっています。

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の管理基準(概要)

◇施設の構造に関する基準

- ふん尿の処理・保管施設は、床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を有するものとする。
- 尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不浸透性資材で築造した構造の貯留槽とすること。

◇家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- 家畜排せつ物は、施設において管理すること
- 施設に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと
- 送風装置等を設置している場合には、その維持管理を適切に行うこと
- 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び方法別の数量について記録すること